

《支援者(自治会、自主防災組織、民生委員、介護・福祉専門職等)向け》  
避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き

■個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障がいをお持ちの方などの自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市が地域の自主防災組織、民生委員、医療・保健・福祉の専門職等と協力して作成します。

Q	なぜ「個別避難計画」の取り組みを進める必要があるのですか？
A	東日本大震災の教訓から整備を進めた「避難行動要支援者名簿」は、ほぼすべての自治体で普及しましたが、近年の頻発化・激甚化する大規模災害において、いまだ多くの高齢者等の避難行動要支援者が被害を受けています。これを受け、自力での避難が困難な方の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的として災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。

■計画作成の対象者

- 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、計画の作成に同意したすべての方が作成対象となります。一方で、いつ発生するかわからない災害に対して速やかに計画の作成を進める必要があります。したがって、まずは、災害発生のおそれのある地域にお住まいの方を優先して作成を進めます。

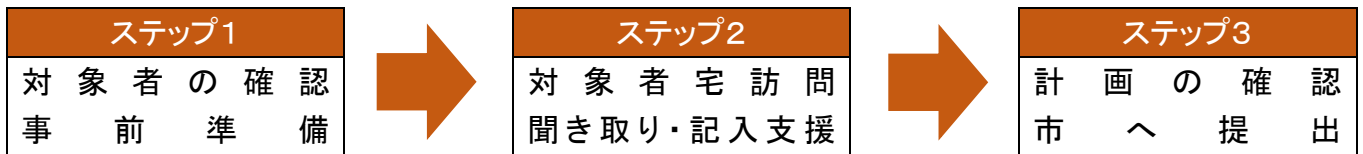
■避難行動要支援者名簿とは

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定を受けてみえる方や障害者手帳をお持ちの在宅者など、自力での避難が困難と思われる方が掲載された名簿です。個人情報提供について同意を得られた方については、災害に備え平時から地域の避難支援等関係者(※)に提供しています。

※自治会、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察、社会福祉協議会、地域支援者のことを言います。

Q	「避難行動要支援者名簿」に掲載されている方は？
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定3～5の方</li> <li>② 65歳以上のみの世帯で 要介護認定1・2の方又は要支援認定の方</li> <li>③ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの身体障害者手帳をお持ちの方</li> <li>④ 身体障害者手帳をお持ちで内部障害1～4級の方</li> <li>⑤ 療育手帳をお持ちの方</li> <li>⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方</li> <li>⑦ 指定難病の医療受給者証の交付を受けている方</li> <li>⑧ ①～⑦以外で希望される方(認知症高齢者や外国人など)</li> </ul>

## ■ 計画作成の流れ



### ○ 対象者の確認

市から提供された対象者名簿で、ご自分が計画作成の支援をする対象者の住所や心身の状況などを確認します。

### ○ 事前準備

対象者によっては、他の支援者が訪問に同行できる場合があります。対象者の心身の状況や日頃の近所付き合いなどから判断し、単独での訪問に不安がある場合などは、個別避難計画作成会議等で市の担当者に相談してください。

### ○ 対象者宅訪問、聞き取り・記入支援

対象者のご自宅へ訪問し計画作成について説明するとともに、聞き取りを行いながら計画書に記入します。なお、個人情報の拡散を防ぐため訪問者数は原則3人までとします。移動の際には記入済みの計画書や対象者名簿などの個人情報を紛失することのないよう十分に注意しましょう。

### ○ 計画の確認、市へ提出

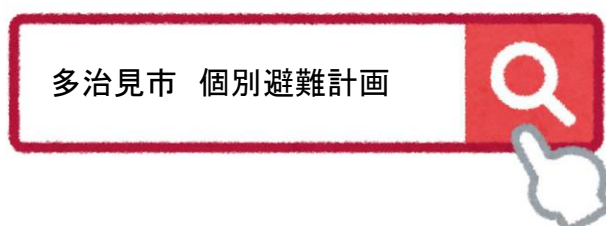
計画書に記入漏れがないかを確認し、支援者組織の長に提出します。支援者組織の長は、計画作成対象者リストとの照合を行った上で、市へ提出します。

## ■ 個人情報の取扱いについて

- 市が提供した計画作成対象者リストや記入済みの個別避難計画は、大切な個人情報です。紛失等はもちろんのこと、避難支援に関係のない人へ情報が漏れることのないよう、管理には十分注意してください。また、個人情報を取得するときには、本人に使用目的をしっかりと伝えましょう。安心して情報を提供してもらえないことにもつながります。

## ■ お問い合わせ先

- 個別避難計画や避難行動要支援者名簿に関する内容は、多治見市(企画防災課)までお問い合わせください。なお、個別避難計画や名簿登録申請の様式については、市ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。



### 【お問い合わせ】

多治見市役所  
企画部 企画防災課 防災グループ  
電話 22-1111(内線 1414、1417)  
メール kikaku@city.tajimi.lg.jp

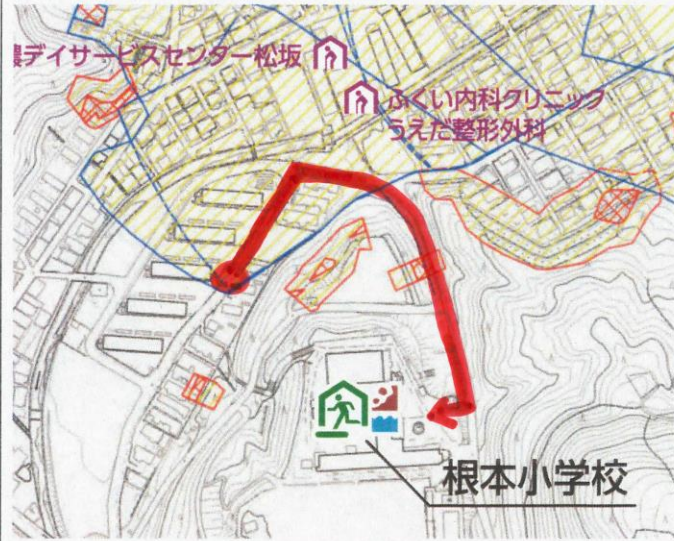
個別避難計画 (例)

R4 年 10 月作成

フリガナ 氏名	ネモト イチロウ 根本 一郎		生年月日	S25 年 1 月 1 日	
			性別	Ⓐ・女	
住所	高根町 3 丁目 1 番地の 1 市営住宅●●●		電話番号	0572-27-0000	
			携帯番号	090-1234-0000	
メールアドレス			FAX 番号		
同居家族	※氏名(続柄) なし		自宅の状況 構造【木造・鉄筋・鉄骨 4 階建】 ※寝室の位置、普段いる部屋等		
	かかりつけ医	① × × 医院		市営住宅 2 階 寝室：入口奥 普段いる部屋：寝室の反対側	
②					
③					
利用中の 福祉サービス	事業所名①	●●デイサービスセンター			
	利用サービス	デイサービス			
	事業所名②				
	利用サービス				
避難場所	<input type="checkbox"/> 自宅 (安全が確保される場合) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外 (具体的に：根本小学校 )				
緊急時の 連絡先	①	フリガナ 氏名 (団体名)	オリベ 花 織部 花	電話番号 携帯番号	080-4567-0000
		住所	名古屋市	FAX 番号	
		メールアドレス		その他	長女
	②	フリガナ 氏名 (団体名)	ケアプランセンター●●	電話番号 携帯番号	25-0000 070-3210-0000
		住所	明和町 4 丁目▲▲番地	FAX 番号	
		メールアドレス		その他	ケアマネージャー
	避難支援等実施者情報			※避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等実施者に関する情報が外部提供される場合があることについて、避難支援等実施者の同意を得てから記入してください。	
	避難支援等 実施者	①	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	たじみ たろう 多治見 太郎	電話番号 携帯番号
住所			高根町 3 丁目 3 番地の 3	FAX 番号	
メールアドレス				その他	町内会長
②		フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	●●デイサービスセンター	電話番号 携帯番号	29-0000 080-7890-0000
		住所	松坂町 1 丁目▲▲番地	FAX 番号	
		メールアドレス		その他	デイサービス事業所

避難時に 配慮しな くはなら ない事項	あてはまるものすべてに☑ ※【 】内は該当するものに○ <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要支援：1・2 要介護：1・②・3・4・5】 <input checked="" type="checkbox"/> 手帳所持【身体：1・2・③・4・5・6 療育：A・A1・A2・B1・B2 精神：1・2・3】 <input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている <input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている【人工呼吸器・たん吸引器・ネブライザー・その他（ ）】 <input type="checkbox"/> アレルギー・持病(病名等： ) <input checked="" type="checkbox"/> 服薬又は服薬管理が必要(服用薬等：高血圧、糖尿病 ) <input type="checkbox"/> 食事の介助が必要【形態等：通常のご飯で可・一口大・やわらかめ・とろみ要・流動食】 <input type="checkbox"/> 排泄の介助が必要 <input type="checkbox"/> オムツが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分からない <input checked="" type="checkbox"/> その他 (脳梗塞の後遺症により、左半身に多少のマヒあり。 常時歩行補助杖が必要。服薬は毎食後。)

避難場所等情報【自宅以外】 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項



《避難所に関すること》

ひとまず一般の指定避難所である根本小学校に避難するが、避難生活が困難と判断したときは、市が協定を締結している福祉避難所へ移動する。

《避難経路上の危険等》

根本小学校前道路を通過する際は土砂災害や山側斜面からの倒木に注意する。

個別避難計画を作成することにより、あなたは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難支援等を受ける可能性が高まります。ただし、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

個別避難計画の情報は、①平常時は災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供されません。(ただし、①の場合は避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がなければ提供されません。)

上記の内容を理解した上で、

- 情報提供することに同意します  
 情報提供することに同意しません

令和5年 / 月 / 日

本人署名 根本 一郎

代理署名 \_\_\_\_\_

## よくあるご質問(Q&A)

Q	個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されているすべての方について作成する必要がありますか。
A	避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち、計画の作成に同意した方について作成する必要があります。国のガイドラインでは、これらの方について災害リスクのある地域に居住しているなど優先的に避難支援を行うべき方から順に作成を進めることとされています。
Q	自主防災組織などの支援者が個別避難計画の作成支援を行う理由は何ですか。すでに個人情報保有している市が作成するほうが効率的だと思うのですが。
A	災害から命を守り安心して暮らしていくためには、地域ぐるみの支え合いの体制づくりが必要です。個別避難計画が機械的に作られたものではなく実際に使える計画であるためにも、避難行動要支援者がお住いの地域の方や日常生活に関わる方が計画作りに携わり、その過程を通じて顔の見える関係づくりを進めていくことが必要です。
Q	個別避難計画の情報は誰に提供されますか。
A	個人情報の提供について同意が得られた方については、平常時から、自治会、民生児童委員、警察、消防(避難行動要支援者名簿と同じ範囲)に提供されます。ただし、同意が得られなかった方についても、災害発生時(発生のおそれがある場合を含む)には生命や身体を保護するために当該情報が提供されます。
Q	避難支援等実施者となった場合、「必ず支援しなければならない」「災害時、万一助けられなかったら」と考えると責任を感じて負担です。
A	避難支援等実施者ご自身が被災するなど、状況によっては避難支援ができないことも想定されます。この計画は、地域の「共助」の精神をもとに成り立つものです。あくまでご自身やご家族の安全を確保したうえで、その時にできる範囲で支援を行ってもらうものであり、避難支援等実施者に支援を義務付けるものでなく、また、支援できなかった場合でも責任を負うものではありません。
Q	身体状況の変化などによって、当初の計画に記載した内容と違いが出てきたときはどうすればよいですか。
A	計画に記載した内容と実際の状況に相違を生じることとなった場合は、原則、避難行動要支援者ご自身の申し出により計画の修正を行います。ただ一方で、ご自身で申し出ることが困難な方もみえます。避難行動要支援者の変化に「気づき」を得られるよう、日頃からの交流や見守り活動をお願いします。
Q	個別避難計画はいつまでに作成しなければなりませんか。
A	国からは令和8年3月を目途に作成を完了するよう求められています。地域の状況も様々であり、すぐに取り掛かれる地域ばかりではありません。まずはお住まいの地域の避難行動要支援者名簿に掲載されている方を把握していただき、声を掛け合える関係づくりを進めましょう。計画を完成させることも大切ですが、作成する過程で人と人とのつながりを作っていくことが最も重要です。